

公益財団法人沖縄県建設技術センター情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 沖縄県建設技術センター情報セキュリティ基本方針（以下、「基本方針」という。）は、沖縄県建設技術センター（以下、「技術センター」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することで社会的な信頼を確保することを目的に定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この基本方針は、技術センターが保有する情報資産の生成、運用、管理および利用に携わる以下の者（以下「職員等」という。）に適用する。

- (1) 技術センター規程に定める職員
- (2) 派遣契約等により情報資産を取り扱う者

(情報セキュリティ管理体制)

第3条 情報セキュリティ対策を確実に実施するため、責任と役割分担を明確にした管理体制を整備する。

(情報資産の分類)

第4条 情報資産を内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報資産への脅威)

第5条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、発生度合や発生した場合の影響を考慮し、情報セキュリティ対策を行うものとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入など意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等。
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害及び事故、故障等によるサービス及び業務の停止。
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。

(情報セキュリティ対策)

第6条 情報資産を、前条の脅威から守るため、以下の対策を行うものとする。

- (1) 物理的セキュリティ対策 サーバ、情報システムを設置する施設、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (2) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任及び被害の未然防止や抑

制のため、職員等が遵守すべき事項を明確に定め、職員等に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

- (3) 技術的セキュリティ対策 情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、不正プログラム対策、ネットワーク管理等の技術的対策を講ずる。
- (4) 運用等におけるセキュリティ対策 情報システムの監視、情報セキュリティ基本方針及び対策基準への遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティの運用面の対策を講じるものとする。
- (5) 緊急時におけるセキュリティ対策 情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (6) 外部サービスの利用 外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第7条 この基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたっての基本的な基準を明記した情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という。）を定めるものとする。

(対策基準の取扱い)

第8条 対策基準は、公にすることにより技術センターの運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報であることから非公開とする。

(職員等の義務)

第9条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、情報セキュリティに関係する法令等及びこの基本方針を遵守する義務を負う。

(情報セキュリティに関する違反への対応)

第10条 この基本方針及び対策基準に違反した者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じてセンター就業規程による処分の対象となることがある。

(情報セキュリティ点検の実施)

第11条 情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に点検を実施するものとする。

(評価及び見直し)

第12条 情報セキュリティ点検の結果等により、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に定める事項並びに情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を踏まえ、この基本方針および対策基準の見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。